

医師の働き方改革に向けた 対応について

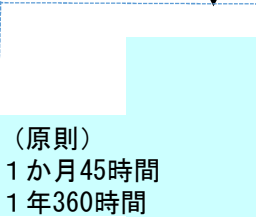
千葉県健康福祉部医療整備課医師確保・地域医療推進室
電話番号：043-223-3902 メール：d-chibank@mz.pref.chiba.lg.jp

医師の時間外労働規制について

一般則

【時間外労働の上限】

- (例外)
- ・年720時間
 - ・複数月平均80時間 (休日労働含む)
 - ・月100時間未満 (休日労働含む)
- 年間6か月まで



2024年4月～

将来
(暫定特例水準の解消
(=2035年度末を目標)
後)

年1,860時間／月100時間未満 (例外あり)
※いずれも休日労働含む

年1,860時間／月100時間未満 (例外あり)
※いずれも休日労働含む
⇒将来に向けて縮減方向

年960時間／月100時間未満 (例外あり)
※いずれも休日労働含む

A：診療従事勤務医に2024年度以降適用される水準

連携B
例水準
(医療機関を指定)

B
地域医療確保暫定特

C-1
集中的技能向上水準
(医療機関を指定)

C-2

C-1：臨床研修医・専攻医が、研修プログラムに沿って基礎的な技能や能力を修得する際に適用
※本人がプログラムを選択
C-2：医籍登録後の臨床従事6年目以降の者が、高度技能の育成が公益上必要な分野について、指定された医療機関で診療に従事する際に適用
※本人の発意により計画を作成し、医療機関が審査組織に承認申請

年960時間／月100時間 (例外あり)
※いずれも休日労働含む

A

C-1

C-2

将来に向けて縮減方向

※この(原則)については医師も同様。

※連携Bの場合は、個々の医療機関における時間外・休日労働の上限は年960時間以下。

月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置

【追加的健康確保措置】

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (努力義務)

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)

※臨床研修医については連続勤務時間制限を強化して徹底

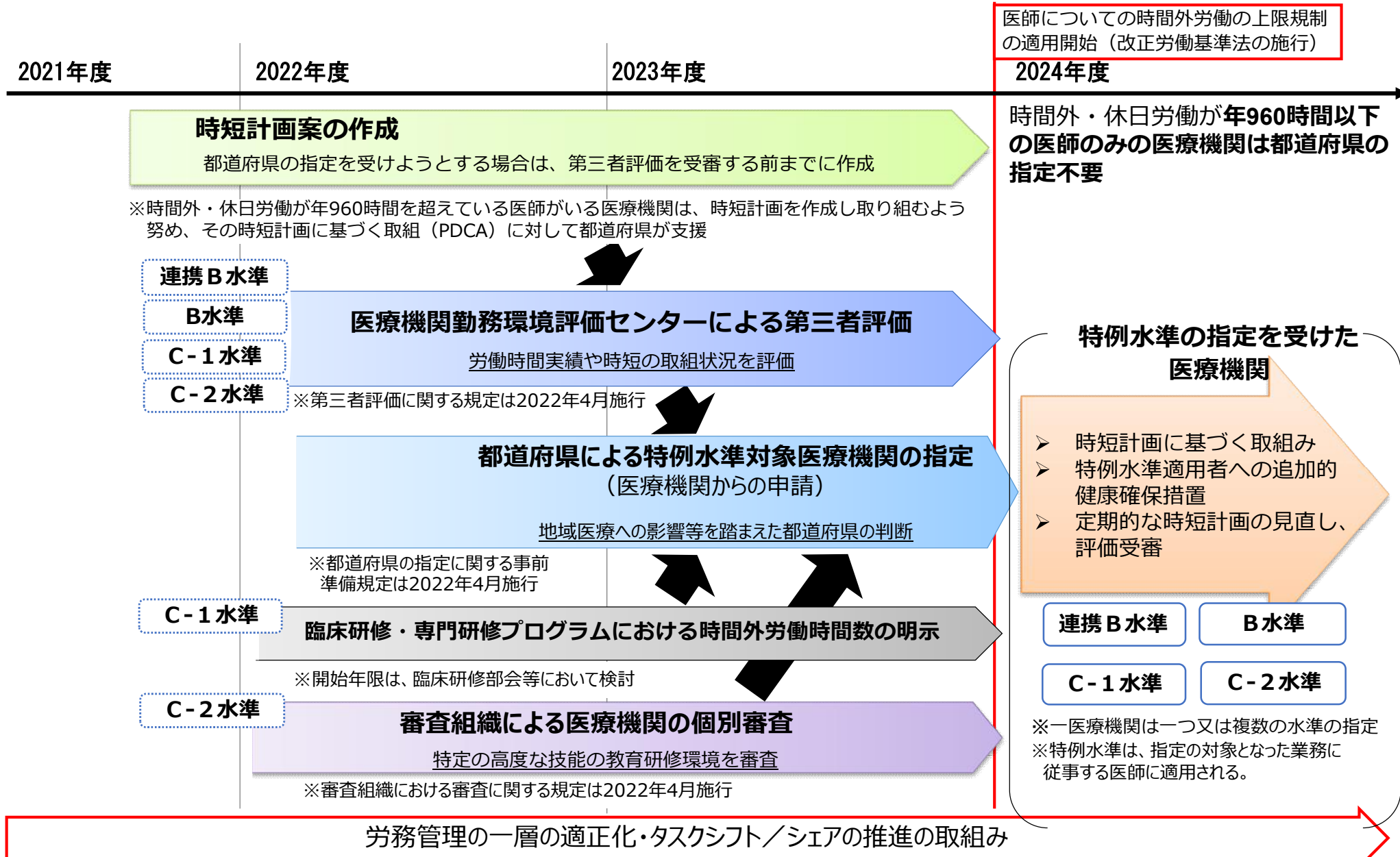
連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (努力義務)

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

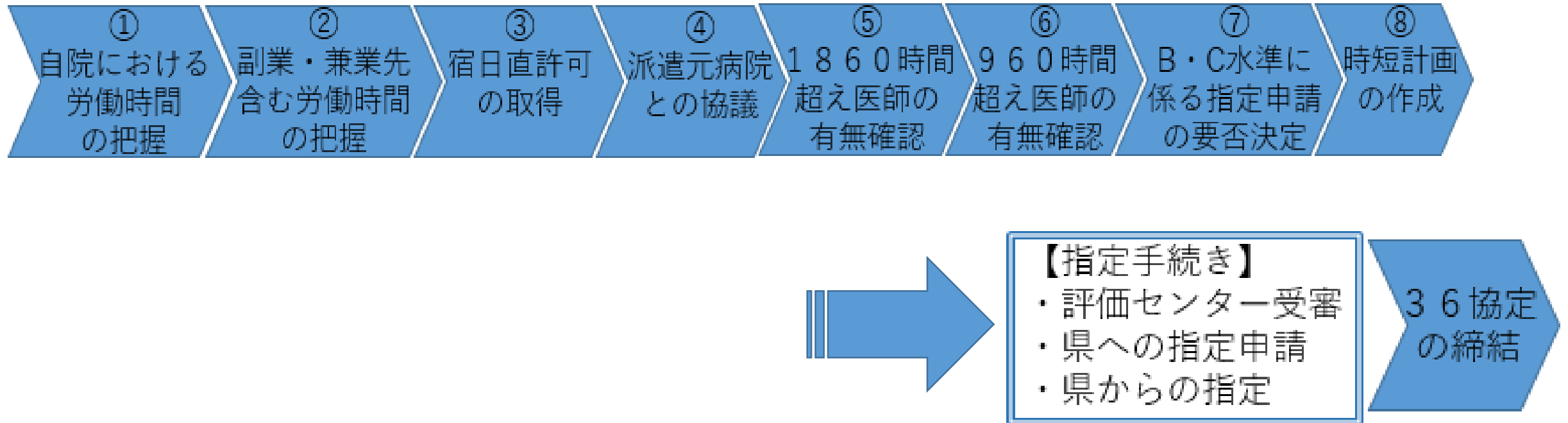
連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)

※あわせて月155時間を超える場合には労働時間短縮の具体的措置を講ずる。

特例水準の指定申請手続き



医師の働き方改革に向けた対応状況の確認



各医療機関：どの段階まで対応できているかをチェック
⇒ 対応状況を確認し、必要であれば支援を実施

医師の働き方改革に向けた対応状況チェックリスト (令和5年2月15日時点)

実施時期：令和4年12月～（千葉県実施）

対象：県内の病院、有床診療所、夜間休日診療所

回答数（君津地域）：11/33（回答率：33.3%）

調査項目	はい	いいえ	回答数に対する 達成割合	回答対象外
①自院における労働時間の把握	10	1	91.0%	—
②副業・兼業先含む労働時間の把握	9	2	81.8%	—
③宿日直許可の取得	1	9	10.0%	1 (宿日直業務がない)
④派遣元病院との協議	3	7	30.0%	1 (派遣医師がない)
⑤年1860時間超えの医師の有無確認	7	1	87.5%	—
⑥年960時間超えの医師の有無確認	8	2	80.0%	—
⑦B・C水準に係る指定申請の要否決定	4	7	36.4%	—
⑧時短計画の作成	0	1	0%	10 (A水準予定)

いきサポ(いきいき働く医療機関サポートWeb)

医師の働き方改革をはじめとした、医療従事者の勤務環境改善に役立つ情報を発信しています。

<主な掲載内容>

- ・ 医師の働き方改革の制度概要
- ・ 宿日直許可に関する解説資料、許可事例
- ・ 国の施策情報 など



いきいき働く医療機関サポートWeb

いきサポ

いきサポ

検索

千葉県医療労務管理相談コーナー (千葉県医療勤務環境改善支援センター)

医療機関からの労務管理に関する相談について、
電話相談対応や個別支援を行っています。

<相談内容(例)>

- ・働き方改革への対応
- ・36協定
- ・同一労働同一賃金
- ・就業規則の見直し など

【千葉県医療労務管理相談コーナー】

電話番号：043-304-5393

(平日9:00~17:00)

医療機関の皆様
勤務環境改善についてお困りことはありませんか?

千葉県医療労務管理
相談コーナー

相談無料

まずは専門家に相談!!

当コーナーでは医師・看護師等の雇止め防止・定着促進を図ることを目的に、医療従事者の勤務環境改善に取り組み医療機関をサポートするため、専門のアドバイザー(医療労務管理アドバイザー)を派遣し、多様なニーズに対し、支援を行っています。

医療機関の
労務管理の
ご相談に対応致します

業務内容

- 個別文書・相談対応等
- 医療労務管理アドバイザーによる支援
- 働き方改革への対応、同一労働同一賃金、労務管理全般
- 雇止め防止に関する研修会
- 勤務環境改善を促進するための発刊・広報

千葉県医療労務管理相談コーナー (平日9:00~17:00 *土日祝日を除く)

043-304-5393 FAX:043-304-5395
ホームページURL: <https://task-kyo.com/chiba/>

〒260-0013
千葉県千葉市中央区中央1-10-10
シンボルビル第2千葉中央602号

chiba@task-iryo.com